参考1

生物多様性民間参画ガイドラインの改訂について(概要)

■生物多様性の民間参画に係る動向

2006年3月　COP8(ブラジル)で「民間参画に関する決議」を決議

↓

2008年5月　G8環境大臣会合（神戸市）で「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」を採択

↓

2009年8月　生物多様性民間参画ガイドライン第1版公表

↓

■ガイドラインの目的

生物多様性に関する活動への事業者の参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進すること

■ガイドラインの公表

・出版　・環境省HPで公表　※CBD事務局のHPでも紹介

・日本語の他に英語版を作成、
（要約については中国語版、韓国語版を作成）

国際動向

2010年10月　COP10（愛知県名古屋市）で、**新戦略計画2011－2020（愛知目標）を採択（2011年から2020年までの10年間は「国連生物多様性の10年」）**

2015年9月　国連持続可能な開発サミットで、**「アジェンダ2030：持続可能な開発目標（SDGs）」を採択**

2015年9月　ISO14001が改訂され、**生物多様性に関する国際規格が発効**

国内動向

2010年　経済界が**「生物多様性民間参画パートナーシップ」を設立し、行動指針を策定**

2012年　愛知目標に準拠した**「生物多様性国家戦略2012－2020」**を策定

2013～　「企業と生物多様性イニシアティブ」(JBIB)が**土地利用や、水管理、原材料調達等に係るガイドラインを作成・公表**

自然環境を国民生活や企業経営の重要な資本の一つとして捉える**「自然資本」の考え方が急速に普及**

Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)に配慮している企業を重視・選別して行う**ESG投資が近年拡大**

第1版を作成した2009年以降、生物多様性に関する社会的状況が変化し、これまで以上に企業の取組が必要

■民間参画ガイドラインの改訂（第2版）の概要

第1版を活用する上での課題	第2版のポイント
• 事業者の取組に関わる国内外の動向に関する情報が古く、事業者の置かれている現状が正確でない。	• 生物多様性に関する最近の動向（SDGｓの採択、ESG投資の拡大等）を追記し、事業者に生じうるリスクとチャンスについて解説【第1編】
• 具体的に取組を進めるに当たり、どこを見ればいいか分かり難い。（アクセス性が悪い）	• 「取組の進め方」の中で、状況ごとにどこを参考にすれば良いか、辞書的に活用できるように該当ページを明記（アクセス性の向上）【第2編】
• 企業活動が及ぼす生物多様性への影響について負の影響しか記載されていない。	• 企業活動は生物多様性に影響を及ぼすだけでなく、その保全等に貢献できる面があることについても解説【第2編】
• 個々の業種ごとの事業活動と生物多様性との関係が分かり難い。	• 日本標準産業分類の業種ごとに、原材料調達、生産・加工等の場面ごとの活動と生物多様性の関係を解説【第2編】
• 事業者の取組事例が古く、最近の良い事例が参考にできない。 • 具体的に取組を進めるに当たり、個々の業種に即した具体的な情報が少なく、扱いにくい。	• 具体的な取組について、取組ごとに、キーメッセージ、考え方、実践のためのヒント、事例等の基本的な考え方を解説【第3編、第4編】

ガイドライン（第2版）の構成

○要約
経営者向けのエグゼクティブ・サマリー

○序論
ガイドラインの目的、対象、構成等

○第1編　事業活動と生物多様性
事業活動を取り巻く状況、事業活動と生物多様性の関わり、事業者に生じうるリスクとチャンス　等

○第2編　基本的な考え方
事業者が生物多様性の保全等に取り組む際の基本原則、考慮すべき視点、具体的な進め方の手順（事業者共通の取組及び事業活動ごとの取組）

事業者共通の取組の検討フロー

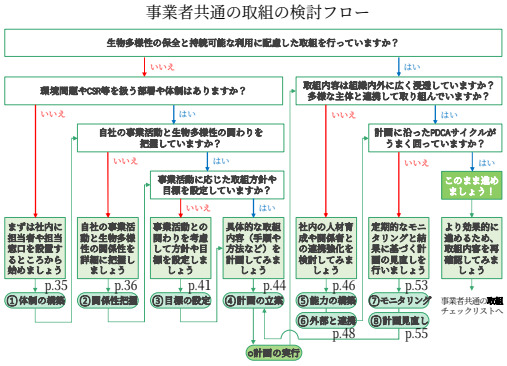

事業活動ごとの取組に関する記載例

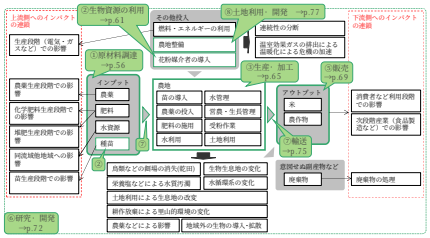

背景図は、業種ごとの事業活動におけるインプット・アウトプット等から生物多様性に与える影響を例示

✓ 事業の流れは「▶」で表現し、中心的な事業活動は図の中心に位置

✓ 事業活動の外側に与える影響の内容を配置

✓ 特に中心的な事業活動の上流側・下流側でもインパクト（負の影響、貢献）が生じることに留意が必要（赤枠）

✓ 事業活動の各段階において、配慮すべき内容を「事業活動ごとの取組」別に枠囲い

✓ 吹き出しには「事業活動ごとの取組」の名称と、具体的なヒントや事例の掲載ページを記載

○第3編　事業者共通の取組
○第4編　事業活動ごとの取組
事業者共通の取組、事業活動ごとの取組に関する考え方、ヒント、事例

事業者共通の取組の記載例

7.モニタリング　①項目名　②キーメッセージ

❖ 取組状況を適切に把握することは、計画全体の PDCA サイクルを機能させるために必須の取組です。

❖ 既に実施している別のモニタリングに組み込むことや、既存のツールを活用することなど、負担軽減を図って継続的に取り組めるように工夫すると良いでしょう。

考え方　③考え方

定期的なモニタリングにより、自社の取組状況を定期的に把握・分析し、計画の進捗状況や達成度を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しに反映することは、計画全体の PDCA サイクルを機能させるためには重要な取組といえます。

また、モニタリングと一言でいっても、対象とする事業活動ごとの取組に応じて把握すべき情報や方法、時期、頻度などは異なです。例えば、緑地管理においては、導入した植物の生育状況、外来種などの侵入状況、見出など動物の利用状況、目標種の出現状況などが把握すべき項目であり、生物の出現時期に応じた調査時期に年１回は実施する必要があります。

このように、モニタリングは PDCA サイクルを見通し、進捗確認・評価・見直しを前提とした内容とすることが重要です。さらに、CSR レポートなどでモニタリングや評価の結果を公表するなど、定期的な情報公開に努めることも求められます。

実践のためのヒント　④ヒント

モニタリングの実施にあたっては、すでに行っているモニタリング（CO_2 や廃棄物関係等）の実施と併せて行う等、事業者内の負担をできるだけ減らすような頻度および時期とすると取り組みやすくなります。

また、既存のモニタリングの回答様式の活用や、アンケート（紙ベース、web やシステムベース）等を用いて、効率的にデータを収集できる手法を選択しましょう。

事業者による取組事例　⑤事例

●事業者情報	企業名	生活協同組合コープ自然派白庫
	事業内容	組合員への商品供給、組合員の生活改善及び文化の向上をはかる事業、生活関連社会的テーマについての展開発信や取り組みほか
	従業員数	50 人

●取組内容：田んぼの生き物調査

生活協同組合コープ自然派白庫では、2006 年から豊岡市において「田んぼの生きもの調査」に取組んでいる。この「田んぼの生きもの調査」は、**田んぼの持つ多面的機能、特に生きものを育む場所としての役割について、組合員と生産者がともに理解し深める**ことを目的としたものである。ステークホルダーによる田んぼでの生物調査を継続的に行うことで、生きものと、農業と、食べものつながりを実感するための取組である。また、本プロジェクトは、①**参種な主体の連携**、②取組の重層性、③取組の広報の効果から、**国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）に田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトとして認定連携事業に指定**されている。

出典）国連生物多様性の 10 年日本委員会ウェブサイト（http://undb.jp）、コープ自然派白庫 ウェブサイト（http://www.shizenha.ne.jp/hugo）